

長岡市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託 簡易評価型プロポーザル提案書評価要領

1 目的

この要領は、「長岡市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託」において、簡易評価型プロポーザル方式により委託先事業者を選定する際の提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業者の選定

- (1) 提案書の評価及び事業者の選定は、選定委員会を設置して行う。
- (2) 選定委員会の委員は別に定め、福祉保健部生活支援課が庶務を行う。
- (3) 選定委員会は、提案書の提出者かつヒアリング参加者の中から、最も優秀で本市の要求にあった事業者1者を選考する。

3 選定方法

- (1) 提案書の記述が要件を満たしていない者、費用の見積額が予算額を超えている者は失格とする。
- (2) 提案書のヒアリングは、各事業者2人以内、準備・片付け各5分間、20分間の持ち時間で提案書に基づいたプレゼンテーションを行い、質疑応答を10分間行う。
- (3) 提案書の記述項目、プレゼンテーションの内容に関して、選定評価基準を基に各委員が採点する。
- (4) 各委員の評価点数を事業者ごとに集計し、点数の最も高い事業者を最優秀者として決定する。
- (5) ヒアリングの実施及び実施方法については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や緊急事態宣言の影響等によっては、変更又は中止する場合がある。

4 選定評価基準

		対応提出物	審査内容	配点
事業に対する基本的な考え方		提案書 1	○事業目的及び現状と課題が理解できているか。 ○支援対象者に対する支援体制の考え方及び関係機関との連携の考え方を含む基本的な考え方が分かりやすく記載されているか。	10
実施体制	職員の配置	提案書 2 (1) ～ (2)	○資格を有する適切な職員が配置され、かつ事業を確実に実施するうえでの人員体制が確保されているか。 ○専任性は十分に確保されているか。	10
	職員の研修	提案書 (3)	○職員の資質向上のための研修等が計画されているか。	10
	実績	提案書 (4)	○本事業に類する事業の実施実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かせることが期待できるか。	10
事業内容	生活困窮者の把握	提案書 3 (1)	○自ら支援を求めることが困難な者や潜在的な支援対象者を、「待ちの姿勢」ではなく、積極的に把握できる体制となっているか。	10
	支援プランに基づく支援の実施	提案書 3 (2)	○支援対象者の問題解決に向けて各段階ごとに適切な支援が可能な計画となっているか。	10
	関係機関とのネットワークづくり及び社会資源の開発	提案書 3 (3)	○ハローワーク、福祉事務所等との連携体制がとれる計画となっているか。 ○既存制度の利用調整だけでなく、関係機関のネットワークを通じて社会資源の開発につなげる計画となっているか。	10
	支援記録の整備と事業効果の検証	提案書 3 (4)	○支援の実施状況等について事業の効果や課題を適切に分析、検証できるような計画となっているか。	10
	個人情報の保護と広報計画	提案書 3 (5)	○個人情報の適切な取扱いや苦情処理についての十分な措置を行う計画となっているか。 ○本事業を周知するための情報発信について効果的なものとなっているか。	10
経営等の安定	収支決算書	○事業を適切に履行できるだけの安定した経営基盤があるか。	5	
自由提案	提案書 4	○仕様書記載事項以外の提案について、具体性があるか。 ○提案事項が、本市にとって有効な提案となっているか。	5	
合計				100